

- ・ 本学においては、卒業生は基本的に出身都道府県において勤務することとなっており、義務年間中の勤務体制に関しては、各都道府県の方針に即して行われている。
- ・ 卒後臨床研修との兼ね合いもあり、難しい。実施時期、方法について検討する必要がある。
- ・ どちらとも言えない。自治体のトップの考えが変わらない限り実現が困難。
- ・ 外部講師を招くことが難しくなった。
- ・ 厚生労働省技官に以前はお願いしていた。出身校の先輩が行うほうが良い。教育カリキュラムでの現在の状態を維持するのが限度である。又、県に教職員の就職をお願いしたが断われた経緯がある。

○実現するために必要な取組について

《公衆衛生医師》

医育機関、人事担当者の理解と連携

- ・ 医育機関の理解と連携が必要。(15)
- ・ 本庁の人事担当部局との調整が必要。(7)
- ・ 公衆衛生医師だけの努力のみならず、自治体の人事担当者からの説明も必要。

説明者の選択

- ・ 説明する者が、経験豊富で魅力ある等、人選が重要。(7)

内容

- ・ 具体的な身分、業務の実際、収入等について情報提供する必要がある。(5)

会の位置づけ

- ・ 地方自治体が公務として認識する必要がある。(4)

他の方法

- ・ 臨床医と同様に公衆衛生や基礎医学が大切であるという教育が重要で、その上に説明会がなくしては有効とならないと思う。
- ・ 各都道府県で希望者説明会を開催し全国の医学部のある大学へ働きかける方がよい。
- ・ 若手の公衆衛生医師の積極的確保が、地方公共団体の重要事業として推進できる環境（法令、指針など）が必要。

4. 卒後臨床研修（地域保健・医療研修）の充実

- ・ 保健所は積極的に臨床研修医を受け入れ、地域保健・医療研修のうち少なくとも保健所での研修を2週間以上実施する。
- ・ 標準的テキスト、カリキュラムを作成する。

【地方公共団体における実施状況】

実施していない地方公共団体における実現の可能性

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 実施できる | 122団体 (96.1%) |
| 2. 実施できない | 5団体 (3.9%) |

【医育機関における実施状況】

医育機関における実施予定

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 実施する予定がある | 59講座 (44.0%) |
| 2. 実施する予定はない | 66講座 (49.3%) |

【公衆衛生医師の意見】

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. 有効であり、現段階にて実現可能 | 210人 (46.8%) |
| 2. 有効だが、実現のための取組が必要 | 181人 (40.3%) |
| 3. 有効ではない | 53人 (11.8%) |
| 無回答 | 5人 (1.1%) |

○実施できない理由

《地方公共団体》

- ・ 本県では、臨床研修病院の研修プログラムにより、「1週間の研修」を行う予定にしている。
- ・ 大学及び赤十字病院が協力医療機関として1～3日の受け入れを行っているが、2週間程度の長期受け入れについては、マンパワー等の問題があるため行う予定はない。
- ・ 県から自治法派遣による保健所長の派遣をお願いしており、市独自での実施は困難と思われる。
- ・ 平成17年度はとりあえず1週間以内の研修を実施するが、今後国等の動向により2週間以上になる可能性はある。
- ・ 指導する医師が複数いないため。

《医育機関》

- ・ 他の講座で担当している。(15)
- ・ 大学の方針として参画する予定がない。(16)
- ・ 卒後研修の企画委員に入っていない。(11)
- ・ スタッフの余裕がない。(3)
- ・ 県の方で新卒医師を採用しておらず、保健所側でも受け入れ体制ができていない。(3)
- ・ 今後の課題と考える。(2)
- ・ 未だ調整段階である。(2)
- ・ 卒後臨床研修にまで手が回らない。(2)
- ・ 大学として企画はされており、カリキュラム編成には当教室職員もかかわっている。(2)
- ・ 本学卒業生は、基本的に卒業後出身都道府県に戻り、卒後研修を受けることとなっている。他大学卒業生を対象とした臨床研修プログラムにおいては、本学の特性を活かした、へき地の保健・医療・福祉の複合施設における研修が取り入れられている。
- ・ すでに当大学病院の研修スケジュールに含まれており、病院の研修担当部門から東京都に依頼済みである。教室としては学部教育で実施している。
- ・ 個人としては、臨床実習を十分に行うべき訓練期間であり、保健所実習のような応用医学部門を行う時期ではないと考える。
- ・ 本学では地域医療研修の具体化が遅れており、保健所実習の案は出ているが、何も決まっていない。本学の臨床研修センターからの問い合わせもない。

- ・ 保健所のみではなく、老健施設、医師会（学外助教授）、健康福祉センターなど。
- ・ 卒後臨床研修の名目では行っていないが、個別に卒前に保健所研修を行っている。臨修医で、興味を持っている者に対し個別に相談にのっている。

○実現するために必要な取組について

《公衆衛生医師》

時間的余裕

- ・ 研修医を指導する医師不足のため、公衆衛生医師の採用が必要。（24）
- ・ 雑多な通常業務に追われているため、学生へ適切な指導をするための十分な時間を確保する必要がある。（2）
- ・ 保健所の業務と位置づける必要がある。（2）

指導医養成

- ・ 一定以上の指導者の安定的な確保が必要であり、研修の充実、医師の複数配置が必要。（16）
- ・ 保健所経験がある程度経験豊かな保健所医師および保健所長の確保。（2）

内容

- ・ 研修プログラムを作って、効果的な研修ができるようにする必要がある。（11）
- ・ 2週間で公衆衛生の魅力伝えることはできない。少なくとも1～3か月は必要。（8）
- ・ 少なくとも6か月は必要。（2）
- ・ 他の臨床実習と常に関連した内容（小児科、生活習慣病、精神疾患など）。
- ・ 研修医用に、期間を通して取り組めるテーマを準備。
- ・ 保健所研修が受け入れ先における通常業務の一つと位置づけられるような取組が必要。
- ・ 一部に特化した参加型・体験型の研修の方が有効と思われる。
- ・ 研修期間については必ずしも2週間以上は要しない。

調整

- ・ 人員の配置・事前研修等の態勢整備が必要。（7）
- ・ 保健所医師だけでなく、職員らの理解と協力が必要。（5）
- ・ 研修病院側の理解と協力が必要。（5）
- ・ 複数の保健センターでの研修受け入れを考える等、調整が必要。（3）
- ・ 研修の間、研修医を地方公務員とする扱いが必要。

その他

- ・ 所内の研修室や机の配置。（2）
- ・ 2週間の間に実施されない、体験してもらえない業務もあり、工夫が必要。（2）
- ・ 保健医療科学院での医学生向けの研修会の実施。
- ・ 保健所を選択する者は一部に限られている。内科等の診療科目と同様、必須項目として扱うことが有効。

5. 生涯教育、社会人教育等

- ・ 社会人大学院や医師会の生涯教育制度等により、臨床医を含めた医師全体の公衆衛生に関する知識や関心を高める。

【医育機関における実施状況】

医育機関における実施状況

1. 実施している 82講座 (61.2%)
2. 実施していない 50講座 (37.3%)

実施していない医育機関における実現の可能性

1. 実施できる 38講座 (28.4%)
2. 実施できない 11講座 (8.2%)

【公衆衛生医師の意見】

1. 有効であり、現段階にて実現可能 178人 (39.6%)
 2. 有効だが、実現のための取組が必要 144人 (32.1%)
 3. 有効ではない 115人 (25.6%)
- 無回答 12人 (2.7%)

○実施できない理由

《医育機関》

- ・ 教官の不足。(5)
- ・ 研修室として実験主体であるためそのような希望がない。(2)
- ・ 生涯教育制度を良く理解していない。
- ・ 対象者がいない。
- ・ 社会人大学院はない。
- ・ 大学院の教育カリキュラムにこれらの内容が入っている。
- ・ 健康日本21の生活習慣がらみであれば卒業生や社会人大学院生の関心を引く試みは可能かと思うが、行政面あるいは制度面においてそれを期待することは難しいと思われる。

○実現するために必要な取組について

《公衆衛生医師》

関係者の理解

- ・ 大学院や医師会側の理解協力を得ることが課題。(26)
- ・ 本庁の理解と連携が必要。(3)
- ・ 臨床関係の指導者の公衆衛生への意識変革。

内容

- ・ 効果的な方法・カリキュラム等について検討する必要がある。(13)
- ・ 公衆衛生に関する講演を社会人大学院で開催し、医師会の生涯教育制度として公衆衛生の講演以外にも臨床との相互関係について年に数回のカンファランスを開催。

- ・ 専門職の養成も念頭においた取組を考えないと、中途半端になる懸念もある。

講師

- ・ 指導できる人材の養成が必要。(9)

学位・資格等のインセンティブ

- ・ 一定の研修等を受けたら、公衆衛生認定医や専門医を授与し、優遇処置を講じる。(6)
- ・ 生涯教育制度の中で必須項目とする。(5)
- ・ 専門医・認定医の更新の際、公衆衛生コースの受講を義務づける。
- ・ 夜間のMPHコース等の設置が必要。

その他

- ・ 人的、予算的措置及び体制づくりが必要。(5)
- ・ 公衆衛生が専門でない臨床医が公衆衛生に入っていける環境づくり。(3)
- ・ 学生時代を含め、公衆衛生への関心が低く、また、臨床現場で公衆衛生医師に関わることも少ない医師が多いので、公衆衛生に関する知識や関心を高める工夫が必要。(2)
- ・ 「年に1回は“公衆衛生”を取り上げることがのぞましい」という国からの通知等。
- ・ 日本でも、公衆衛生大学院が設置されているが、臨床医にはあまり認知されておらず、PRが必要。
- ・ 派遣又は休職制度を利用できる仕組みづくり。
- ・ 知識や関心は社会的認知(地位)とリンクする。黎明期、保健所長を大学の助教授に列したようなことも必要では？
- ・ 公衆衛生希望医師等の把握。

6. ホームページ等の媒体を活用した普及啓発①

- ・ 公衆衛生医師の募集を行う際に、例えば公衆衛生医師の業務内容、役職、モデルとなる複数の公衆衛生医師からのメッセージ等を記載する。

【地方公共団体における実施状況】

地方公共団体における実施状況

1. 実施している 12団体 (9.4%)
2. 実施していない 113団体 (89.0%)

実施していない地方公共団体における実現の可能性

1. 実施できる 53団体 (41.7%)
2. 実施できない 59団体 (46.5%)

【公衆衛生医師の意見】

1. 有効であり、現段階にて実現可能 305人 (67.9%)
 2. 有効だが、実現のための取組が必要 67人 (14.9%)
 3. 有効ではない 64人 (14.3%)
- 無回答 13人 (2.9%)

○実施状況

《地方公共団体》

- ・ ホームページ及び募集パンフレットにおいて、業務内容等を掲載し、公衆衛生医師の職務の普及啓発に努めている。
- ・ 募集の案内に、業務内容、役職などを記載している。
- ・ 業務内容、勤務場所等について掲載している。
- ・ 募集を行う際に募集案内及び様々な公衆衛生の現場に勤務する複数の医師からのメッセージ等を掲載した採用ガイドを府のホームページに登載している。
- ・ 公衆衛生医師の募集に当たっては、業務内容、勤務時間、休暇、給与、勤務場所、福利厚生、研修の概要等を掲載している。
- ・ 業務内容については、概要を募集案内に掲載しています。
- ・ 医師会のドクターバンクへ業務内容のみ登録している。
- ・ 業務内容及び保健所長からのメッセージを掲載している。
- ・ 一部実施している。（採用を公募で行う場合、業務内容、採用条件等の案内は、人事課が職員募集案内の配布等により行っている。）

《医育機関》

- ・ 教室のホームページにて紹介している。（19）
- ・ 研究内容については、要望があり次第対応している。
- ・ 学部学生が進路選択のために製作している、教室紹介の冊子に、記事を載せている。
- ・ 募集パンフレットは積極的に配布している。
- ・ 大学の広報誌、学生向け雑誌に掲載したことがある。
- ・ 医師会誌、新聞、雑誌等に投稿。
- ・ 学内での掲示が数回。
- ・ 少しは呼びかけているが、自分で作るのは困難、よいリンク先があったらリンクをはりますので教えて欲しい。
- ・ 厚生労働省所属の医系技官による講義。
- ・ 新聞等の教室活動への取材には対応している。

○実施できない理由

《地方公共団体》

- ・ 公募制ではないため。（16）
- ・ 募集の予定がないため。（14）
- ・ 必要となれば検討していく。
- ・ 医師の採用については、当面、特別推薦としており、広く公募している。
- ・ 保健所開設3年目につき、医師の採用計画がないため。
- ・ 県から自治法派遣による保健所長の派遣であり、市独自での実施は困難。
- ・ 市保健所開設以来4年しか経過しておらず、複数の公衆衛生医師体制が確立していない。

- ・ 医師募集雑誌への掲載等にはスペースがなく、採用選考実施案内にも掲載することは、適当だと思われない。
- ・ 現在所属している医師の職位が市の職制上高位なことから、担当できる業務がある程度限定されてしまうため、モデルとなる複数の公衆衛生医師を設定することが不可能である。
- ・ 現在のところ、まだ新規採用予定がない。
- ・ 採用に関しては、本庁人事所部門が一括して行う為。（※働きかけは可能である。）
- ・ 定期募集をしていない。（医師不足等の状況から定期募集をしても応募が期待できない。）

《医育機関》

- ・ スタッフが不足。（6）
- ・ 大学の教室ではなく、保健所、地方公共団体が自ら実施される方が望ましい。（2）
- ・ 教室のホームページは大学の一部として、割り当てられている部分のみで対応しています。あまり独自のものを作る余裕はない。（2）
- ・ 広報担当でないため、なかなかそのような機会がない。
- ・ 場をとらえてアピールしていたが、このように系統的な取組は考えていなかった。
- ・ 当教室への学生、及び社会人の日常的な訪問が多数あるため、不特定多数へのインフォメーションではなく、個別に対応している。
- ・ そこまでやる気はない。
- ・ ホームページ開設は全てに関して予定なし。
- ・ その様な情報が手許にないので出来ない。
- ・ 十分に検討していない。
- ・ 資金的な援助がないため。
- ・ インターネットのLANなど、現時点で未解決の課題が多く、何とも言えない。
- ・ 教授空席のため多忙
- ・ 県の方に公衆衛生医師の受け皿が少なく、積極的にアピールできない。

○実現するために必要な取組について

《公衆衛生医師》

調整

- ・ 人事課との調整の上、人事課の職務として明確に位置づける必要がある。（8）
- ・ 全国所長会でのコンセンサスが必要ではないか。

人材

- ・ モデルとなる公衆衛生医師の選定が重要。

内容

- ・ メッセージの内容がわかりやすく、自己主張・自己満足に映らないもの。（3）
- ・ 医学生のニーズや興味のあり方をフォローして受け手が受け入れられやすいメッセージ。
- ・ 公衆衛生医師が過去の雑誌に載せた記事を元に公衆衛生活動の重要性を執筆してもらい、ホームページなどに掲載する。

- ・ 若手医師としての経験の有無等を区別する必要がある。

その他

- ・ 公衆衛生医師の募集形態を公募とすること。人事担当者の意識の向上が必要。(5)
- ・ 募集パンフレットを作成する場合など若干の予算化。(5)
- ・ 言葉だけをとどけるのではなく、話合いの機会を作ることが必要。
- ・ 有効かどうかわからないが、全国共通の募集パンフレットを作ればいいのかもかもしれない。
- ・ 一般職と同様のPR用冊子の作成が必要だが、財源は？
- ・ 具体的イメージが湧かないので、メッセージではなく、活動事例にしたらどうか。
- ・ 公募方式には、問題のある医師の混入もあり、有効とは思いますが難しい側面も認められる。

7. ホームページ等の媒体を活用した普及啓発②

- ・ ホームページ、雑誌、新聞、広報誌、専門誌、学生向け雑誌、一般誌等に積極的に掲載する。

【地方公共団体における実施状況】

地方公共団体における実施状況

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 実施している | 14団体 (11.0%) |
| 2. 実施していない | 111団体 (87.4%) |

実施していない地方公共団体における実現の可能性

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 実施できる | 54団体 (42.5%) |
| 2. 実施できない | 56団体 (44.1%) |

【医育機関における実施状況】

医育機関における実施状況

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 実施している | 29講座 (21.6%) |
| 2. 実施していない | 100講座 (74.6%) |

実施していない医育機関における実現の可能性

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 実施できる | 76講座 (56.7%) |
| 2. 実施できない | 24講座 (17.9%) |

【公衆衛生医師の意見】

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. 有効であり、現段階にて実現可能 | 299人 (66.6%) |
| 2. 有効だが、実現のための取組が必要 | 78人 (17.4%) |
| 3. 有効ではない | 64人 (14.3%) |
| 無回答 | 8人 (1.8%) |

○実施状況

《地方公共団体》

- ・ ホームページに掲載しているのみ。(2)
- ・ ホームページ及び募集パンフレットにおいて、公衆衛生医師の職務の普及啓発に努めるととも

に、医学雑誌（医事新報）に募集広告を掲載している。

- ・ 公衆衛生医師募集に際して、ホームページ、専門誌（医事新報）に掲載している。
- ・ 様々な公衆衛生の現場に勤務する複数の医師からのメッセージ等を掲載した採用ガイドをホームページに常時登載している。
- ・ 県庁 HP への掲載、厚生労働省の公衆衛生医師確保推進登録事業の活用、専門誌への掲載。
- ・ 公衆衛生医師の募集に当たっては、県のホームページに業務内容、勤務時間、休暇、給与、勤務場所、福利厚生、研修の概要等を掲載している。
- ・ 保健所長会の要請により原稿を作成し雑誌に掲載した。
- ・ 公衆衛生医師の募集について、専門誌、市のホームページに掲載している。（募集時期）
- ・ 市の広報誌、ホームページや保健所だより等。

○実施できない理由

《地方公共団体》

- ・ 現在、公衆衛生医師を採用する予定がない。具体的に採用を計画する際に、保健所ホームページ等の活用を検討したい。現時点では、公衆衛生医師のみを取り上げて職務を紹介することは考えていない。（14）
- ・ 公募制ではないため。（10）
- ・ 予算措置が必要であり、また、関係機関等との調整が必要である。（3）
- ・ 県から自治法派遣による保健所長の派遣であり、独自での実施は困難。（3）
- ・ 公衆衛生医師の職務については、自治体ごとに個別に実施するのではなく、国（厚生労働省）が積極的に行うべきものである。（2）
- ・ 採用時以外には、予算化する理由が認められない。
- ・ 雑誌等への掲載は効果が不明確。
- ・ 現段階では、実施を考えていない。地元大学医学部等との連携・協力を進めるなかで、必要となれば検討していく。
- ・ 定期募集をしていない。（医師不足等の状況から定期募集をしても応募が期待できない。）
- ・ 公衆衛生医師については、具体的取組内容などについての考え方が定まっていないため。
- ・ 特に、公衆衛生医師の職務に関する啓発の必要性が無い。
- ・ テーマにより実施の可否を検討しないと回答できない。

《医育機関》

- ・ スタッフが不足。（6）
- ・ 大学の教室ではなく、保健所・地方公共団体が自ら実施する方が望ましい。（3）
- ・ 公報担当でないため、なかなかそのような機会がない。
- ・ 教室のホームページは大学の一部として、割り当てられている部分のみで対応しています。あまり独自のものを作る余裕はありません。
- ・ 当教室への学生、及び社会人の日常的な訪問が多数あるため、不特定多数へのインフォメーションではなく、個別に対応している。